

山形県PTA連合会表彰・慶弔規定

◎表彰規定

表彰の目的

第1条 本規定は、山形県PTA連合会の活動において、その功績顕著なものを表彰することを目的とする。

表彰の範囲

第2条 被表彰者は、第1条の目的により、次の事項について活動が顕著なものとする。

1. 連合会の運営
2. 各郡市PTA活動
3. その他

表彰の種類

第3条 表彰の種類について

1. 感謝状 役職を退任した者(内申書不要)
2. 表彰状 PTA活動に功労のあった者

表彰の方法

第4条 表彰は、表彰状を授与し、または感謝状を贈呈して行う。ただし、記念品の贈与、または、その他特別の待遇をすることができる。

表彰の時期

第5条 表彰は、県PTA大会において行うことを原則とする。ただし、事情によっては、臨時にこれを行うことができる。

表彰の手続

第6条 表彰は、各郡市PTA協議会からの内申書により会長が決定する。内申書の様式は、別に定める。

内申書の提出月日

第7条 毎年7月中旬までとする。ただし、第5条ただし書の場合はこの限りではない。

第8条 内申書には次の事項を記入する。

1. 現住所、職業、氏名、生年月日
2. 経歴及び賞罰
3. 功労及び、篤行顕著と認める事項
4. その他、参考事項

附 則

1. 本規定は、昭和47年6月30日より施行する。
2. 本規定は、昭和49年6月18日より一部改正施行する。
3. 本規定は、平成2年5月22日より一部改正施行する。
4. 本規定は、平成12年2月18日より一部改正施行する。

理事会(令和4.6.2)確認事項

第3条中個人表彰については、原則として次の基準とする。

各地区協議会児童・生徒数
5千名までは 1名
1万名までは 2名
2万名までは 3名
これらを越えた場合 プラス1名

山形	3~4名	東置賜	1~2名
上山	1~2名	西置賜	1~2名
天童・東村山	2~3名	鶴岡	2~3名
西村山	2~3名	東田川	1~2名
北村山	2~3名	酒田飽海	2~3名
最上	1~2名		
米沢	2~3名	(R4.6.2修正)	

◎慶弔規定

本会は、次の場合、慶弔の意を表すものとする。

第1条 郡・市PTAから、受賞関係等の祝事の案内が県PTA連合会にあった場合 祝電

第2条 現職の県PTA連合会役員が死亡した場合 香典 1万円
及び、同居の家族が死亡した場合 地区代表が参列し、弔慰を表す
香典 5千円

第3条 県PTA連合会歴代会長が死亡した場合 香典 1万円
地区代表が参列し、弔慰を表す

第4条 その他特別の事情により、祝意、弔意を表すこと、式典への参加、会葬等については、会長の指示や理事会の協議において行う。

附 則

1. 本規定は、平成13年6月22日より施行する。